

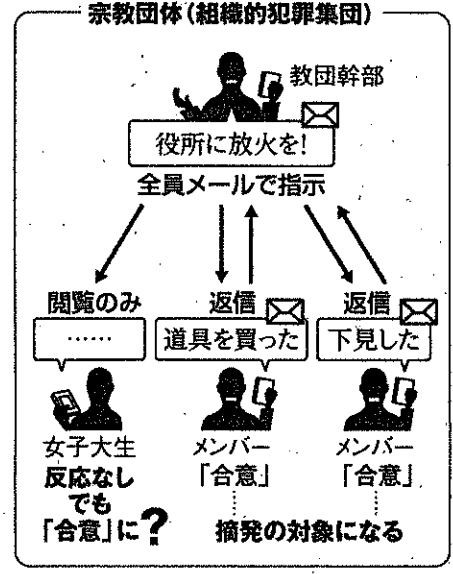


# 「共謀罪」パート2 ⑤ メールやLINEでも摘発されるの？

将来に不安を抱え、宗教団体に入信した女子大生(20)は、教団幹部から「救われたいのなら、今の社会体制を倒さなければならぬ」と言われ、メンバーが加わるメーリングリストで「役所に放火しろ」という指示を受けた。このメーリングリストでは「道具を買った」「下見に行った」などのやりとりが交わされている。女子大生はカルト的なこの団体に恐怖を感じ、返信はせず、何も行動は取っていない。

役所に放火すれば、現住ンバー全員を摘発できるよ  
建造物等放火罪にあたる。  
ただ、実行前の段階では現  
行法では未遂罪にあたら  
ず、予備罪の適用も微妙  
だ。しかし、政府が閣議決  
定した「共謀罪」法案で  
は、警察がこの宗教団体を  
「組織的犯罪集団」と認定  
すれば、道具を買ったり下  
見をしたりした時点で、犯  
罪の実行に「合意」したメ

メールやLINE(ライン)で「共謀罪」に問えるか



一方、金田法相は「(メ  
ールなどを)閲覧した『だ  
け』、見た『だけ』では、  
合意の確認にはならない」  
「目くばせ『のみ』では成  
立しない」とも述べてい  
る。法務省幹部は「組織内  
での立場や、グループ内で  
メールや目くばせがどんな

であれば、メールを見ただ  
けで「合意が成立」とされ  
ることがあり得る。グルー  
プがどのようにメールを活  
用しているかが、摘発のポ  
イントになりそうだ。

ある暴力団は数年前から、競馬場付近で100千  
円で客から申し込みを受ける「ノミ行為」をしてい  
る。指示は当日の朝、幹部からLINEで個別に送ら  
れてくる。幹部の指示は絶対で、組員は返信をしな  
くても指示があればノミ行為をするのが不文律だ。

競馬法の「無資格競馬」も  
今回の法案の対象犯罪だ。  
この事例の場合、組員はL  
INEを読んだだけでも摘  
発される可能性がある。  
法案に反対する松宮孝明  
・立命館大教授(刑法)は  
「過去の既遂事件の裁判  
で、『共謀』の概念は非常  
に幅広く解釈されてきた。  
今回の法案が成立すれば、  
捜査当局が一緒に計画した  
メンバーが誰なのか解明  
できなかったり、捜査対象  
者が準備行為をした人物  
を知らなかったりしても、  
共謀と認定される可能性  
がある」と話す。「共謀の  
意思がなくても、知らない  
間に捜査対象になることは  
十分考えられる。日常的に  
適用される可能性があり、  
極めて危険だ」  
(藤原孝恵)